平成２３年（フ）第２３７号
栃木県宇都宮市清原台５丁目５番16号　コーポ川崎Ⅱ101号室、前住所青森県上北郡六戸町大字折茂字今熊１番地34
債務者　地葉　光行
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５６号
栃木県さくら市氏家3446番地98　さくらハイツＡ101、前住所栃木県さくら市氏家3159番地２　リエスさくら駅東202
債務者　廣田　順子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７２号
栃木県鹿沼市板荷2136番地10、前住所東京都大田区南六郷３丁目22番23―506号
債務者　才口　福子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８３号
栃木県佐野市田沼町154番地２　グリーンフォレストＢ101、前住所栃木県佐野市浅沼町265番地７
債務者　佐々木健一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９０号
栃木県宇都宮市大寛２丁目２―13　コーポ大寛105号、住民票上の住所栃木県宇都宮市福岡町1167番地
債務者　渡邊　友和
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０９号
栃木県鹿沼市下田町１丁目841番地13　浅川アパート東棟、前住所栃木県鹿沼市泉町2000番地10
債務者　伊藤真優美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時20分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１０号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目34番４号
債務者　姫井　美穂
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１３号
栃木県日光市並木町12番地３　みずほガーデン杉並木105号、前住所栃木県日光市瀬尾370番地３　ペルソナーレＥ号
債務者　深澤　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１８号
栃木県鹿沼市千渡2315番地55　茜コーポＤ101、前住所栃木県鹿沼市千渡2315番地54
債務者　中三川敏広
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１９号
栃木県日光市五十里596―14、住民票上の住所高知県高知市三園町108番地　三谷マンション305
債務者　加藤　政雄
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２０号
栃木県那須烏山市中央２丁目12番26号
債務者　石川　　恵
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２１号
栃木県那須烏山市旭２丁目８番26号
債務者　三浦富美夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２２号
栃木県宇都宮市今宮４丁目９番７号
債務者　小林　葉子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２４号
栃木県小山市大字羽川14―22　ヒーローマンション伊藤Ⅱ201、住民票上の住所栃木県真岡市久下田西５丁目31番地４
債務者　川又　見江
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２５号
栃木県宇都宮市鶴田町2562番地　パークサイド厚木Ａ―205
債務者　三品喜美江
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係